

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第99号

(平成30年6月)

京都市消費生活総合センター

～ 目次 ～

携帯電話代滞納でカードが作れなくなる？ (2面)

京都市消費生活総合センターはこんなところ (3面)

マグネットボールの誤飲事故にご注意！ (4面)

ハガキによる、架空請求詐欺が急増中！

第97号(平成30年2月)でもご紹介しましたが、ハガキやメール、SMS(ショートメッセージサービス)などを用い、身に覚えのない料金を請求されたという相談が、以前にも増して多く寄せられています。**未納料金を支払わないと訴訟手続きを開始すると伝え不安をあおるものや、大手通販サイト等の実在の事業者を語って誤認させるもの**などがあるので、ご注意ください。

事例

70歳代の男性の元に、法務省の名前で、「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と記載されたハガキが届き、期日までに連絡がない場合は、資産の差押えを強制的に行うという内容だった。

記載された問い合わせ窓口で連絡したところ、国選弁護士を名乗る者の連絡先を紹介され、その弁護士に電話し、相談したところ、取送料10万円をすぐに支払うように言われた。

その後、指示どおりコンビニに行き、電話で言われたギフト券の支払番号をレジで伝え、10万円を支払ってしまった。



アドバイス

- 訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で直接手渡しすることが原則となっており、正式な裁判手続の通知がハガキで郵便受けに投函されることはありません。
- コンビニのマルチメディア端末や、ギフト券の支払番号を伝えて、支払わせるのは、典型的な詐欺の手口で、一旦、支払うとお金を取り戻すことは極めて困難ですので、**身に覚えのない請求などにすぐに返信したり、連絡をしないようにしましょう。**

悩んだときは京都市消費生活総合センター(☎256-0800)まで！



携帯電話代滞納でクレジットカードが作れなくなる？

日々の生活に欠かせなくなったスマートフォンなどの携帯電話ですが、機種変更などで新しく端末を買う際に、端末の代金を一度に支払うのではなく、分割払いにして、毎月の通話料と併せて支払うような場合も多くなっています。

しかし、そのような人々の中で、

携帯電話の端末代金を滞納したことでクレジットカードの新規契約ができなくなるようなケースが、増えています。

そうした場合、必要な時にクレジットカードの申し込みができず、生活に支障をきたすこともありますので、ご注意ください。

事例

京都に住む20歳代の会社員男性が、クレジットカードを作ろうと、カード会社に発行を申し込んだが、審査に通らず断られてしまった。信用情報機関に照会して、調べたところ、預金残高の不足により、契約した携帯電話の端末代金を5ヶ月間、滞納していたことが判明した。

その後、すぐに滞納金を支払ったが、それからもクレジットカードの審査が通らず、クレジットカードの新規契約ができなくなってしまった。



消費者庁イラスト集から

アドバイス

- 携帯の端末代金の支払が3ヶ月以上滞ると、**割賦販売法に基づき、信用情報機関に「信用力に問題がある」として登録され、完済しても5年間は記録が残る**、この間は「クレジットカードや住宅ローン」の新規契約が難しくなるとされています。
- スマホなどの携帯電話の端末代は、毎月の分割払いにして通話料に上乗せして支払うケースが多くなっていますが、万が一、支払が滞った場合、新たな分割払ができなくなるなどのリスクもありますので、注意することが大切です。



消費者庁イラスト集から

**困ったときは京都市消費生活総合センター
(☎256-0800) までご相談ください!**



京都市消費生活総合センターはこんなところです



京都市消費生活総合センターは、専門相談員が、市民の皆様の悪質商法や買い物、契約などの消費関係のトラブルなどの相談に応じ、問題解決のための助言やあっせんなどを行っています。無料で、相談を受け付けていますので、お気軽に以下の番号にご連絡ください。

■ 消費生活相談 ☎256-0800

商品やサービスの契約トラブルなど、消費生活に関するご相談を

受け付けており、また、インターネットでの相談も受け付けています。

インターネットによる相談方法は、京都消費生活総合センターのホームページを参照ください。



■ 多重債務相談 ☎256-3160

借金などによる、多重債務にお困りの方を対象に、お話を伺ったうえで、必要であれば、弁護士など法律の専門家への橋渡しをさせていただきます。



■ 交通事故相談 ☎256-2140

交通事故の被害者や加害者に対し、専門相談員が示談の方法、賠償問題、更生問題に関する相談を無料で実施しています。



■ 京都市民法律相談 (予約・問合せ) ☎256-2007

弁護士との面談による法律相談を電話予約制で行っています。

(相談時間は20分です。)



※いずれの相談も、受付時間は、月～金（祝休日を除く。）午前9時～午後5時の間です。

お気軽に京都市消費生活総合センター
(☎256-0800) までご相談ください!



強力な磁石のマグネットボールの誤飲事故に

ご注意ください!

玩具として販売されている、マグネットボールを誤飲した際の危険性について、消費者庁が注意を呼びかけています。

これらの製品は、球体又は立方体の非常に強力な小型磁石が200個ほど同梱されたもので、主に知育玩具やパズルとして販売されていますが、**幼児が誤って誤飲し、摘出手術にまで至る事例**が発生していますので、**ご注意ください!**



アドバイス

- 小さなお子さんがいる家庭では、
誤飲の可能性があるような、小さなおもちゃを与えないようにしましょう。
マグネットボールのような強力な磁石を複数個、飲み込んでしまうと、
胃や腸などの壁を挟んで、くっつき、内臓に穴を開けてしまう
ことがあります。

また、他におもちゃなどに使われているような、**ボタン電池を飲み込んでしまった場合には、**
体の中で通電し、胃に穴が開いてしまうこともあります。



消費者庁イラスト集から

もし、誤飲に気づいたら、ただちに医療機関で受診してください。

【編集後記】

先日、目の前で友人が母親に電話をする機会があり、その時、彼が携帯電話で「オレやけど」と、名前を名乗らず電話をかけているのを目の当たりにして、頭ではオレオレ詐欺について理解しているつもりでも、案外、自分の名前を名乗らずに電話をかけているものだと思改めて実感させられました。

しかし、架空請求も含めた、オレオレ詐欺の事案は依然として多く寄せられていますので、電話をかける際や、また受ける際には、電話相手の確認を怠ることのないよう、くれぐれもご注意ください。

悪質商法、買い物、契約に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター ☎256-0800 (消費生活相談専用)

☎256-3160 (多重債務相談専用)

相談受付時間 月～金 (祝休日を除く。) 午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

ホームページ <http://kyoto-soudan.jp/>

ツイッターアカウント @kyoto_soudan

*土・日・祝日 (年末年始を除く) の緊急時のご相談は、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時 (電話相談のみ)



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収等へ!

